

実態調査によって得られた設備保有者や認定電気通信事業者(以下「事業者」という。)からの意見等を踏まえ、電柱等の提供・使用に係る事業者間の業務の一層の円滑化を図るため、ガイドラインの一部を改正する。

(1) 設備保有者及び事業者の責任に関する事項について

- ◆ 事業者と設備保有者との設備の貸与に係る協定で、貸し手起因の損害を借り手が受けたときは貸し手に故意又は重過失がある場合にのみ損害賠償を行うと規定されていることについて、実態調査において、不公平との意見が提出されている。
- ◆ 損害賠償を含む設備保有者及び認定事業者双方の責任について、契約で定める場合には、当事者の一方が合理的理由無く著しく不利な取扱いを受けるものとならないようにする必要がある。
- ◆ 以上を踏まえ、設備保有者及び事業者の責任に関する規定を第11条の2に追加する。

(2) ガイドラインの見直しについて

- ◆ 実態調査において、実態調査に対応するにはマンパワーを要し、非常に大きな負担であり、共架申請処理の円滑な運用の支障になっているため、廃止すべきとの意見が設備保有者から複数提出されている。
- ◆ また、これまでに実施してきたガイドライン見直しのための調査の結果からは、電柱等の貸与状況等設備使用の進展は安定的に推移していると認められる。
- ◆ 以上を踏まえ、毎年4月1日にガイドラインの見直しを行うとしていたガイドライン附則第2条の規定を改正し、必要に応じ見直すものとする。